

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）

野洲市商工業振興 基本計画

～共創の力で築く、持続可能な商工業～

野 洲 市

令和8年4月

はじめに

パブリックコメント終了時に掲載します。

令和 8 年（2026 年）4 月

野洲市長 櫻本 直樹

目次

はじめに	1
序章	3
第1章 計画の策定（見直し）にあたって	3
1. 計画の趣旨と背景	3
2. 見直しの方向性	3
3. 計画の概要	4
【計画の位置づけと計画期間】	4
【条例・計画の体系】	4
第2章 商工業を取り巻く社会経済の動向と事業者の現況	5
1. 社会動向	5
【国の動向】	5
【新型コロナ禍後の事業者】	5
2. 市内経済の現状	6
(1) 本市の特徴	6
①人口	6
②交通環境	7
③都市計画	8
(2) 商業	9
(3) 工業	11
第3章 計画の目標	13
1. 現状値及び目標値	13
2. PDCA サイクル	14
第4章 商工業振興の推進に向けた主体別の役割と連携	15
第5章 基本目標と実施施策	16
資料編	20
◆ 1. 人口関連	20
◆ 2. 交通環境・都市計画関連	22
◆ 3. 商業関連	23
◆ 4. 工業関連	25
◆ 5. 野洲市商工業振興基本計画検討委員会	27
◆ 6. 野洲市商工業振興基本条例	29

序章

近年、社会経済を取り巻く環境は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、地域の経済活動は徐々に回復しつつありますが、物価高騰や人手不足、少子高齢化など、依然として多くの課題が残されています。加えて、消費者ニーズの多様化やデジタル化の進展など、事業者を取り巻く環境変化のスピードは一層高まっています。

野洲市商工業振興基本計画は、地域経済の持続的な発展を目指して策定されたものであり、本市の商工振興施策の指針として多くの取り組みを進めてきました。策定から5年を迎える本年度は、これまでの成果と課題を踏まえ、変化する社会経済情勢を見据えながら、次のステージに向けた中間見直しを行います。

この見直しを契機として、野洲市では、地域の企業や商店が将来にわたり活躍できる環境づくりを進めるとともに、市民や関係団体の皆さまと協働し、活力とにぎわいのある地域経済の実現を目指してまいります。

第1章 計画の策定（見直し）にあたって

1. 計画の趣旨と背景

野洲市では、市内で操業する工場などの投資意欲が高いものの、市街化区域が狭小であるため、事業用地や社員の住居確保は依然として難しい状況にあります。また、交流・物流の利便性を向上させるための道路整備も進められており、令和7年3月29日に都市計画道路大津湖南幹線の一部（1.7km）が使用開始されると共に、国道8号野洲栗東バイパスをはじめとする幹線道路網の整備強化が進んでいます。一方で、小規模企業者においては、新たな消費者ニーズへの対応や事業転換や創業支援、そして後継者不足に伴う事業承継支援など、多様な課題に直面しています。

令和2年4月に施行した野洲市商工業振興基本条例に基づき、令和3年4月に本計画を策定しました。本年度は計画の施行から5年を迎え、これまでの成果と課題を検証するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた中間見直しを行い、地域経済の持続的発展及び市民生活の質の向上を図るものです。

2. 見直しの方向性

本計画の見直しにあたっては、策定当初の基本軸を維持しつつ、これまでの取り組みや成果、社会経済の変化を適切に整理・反映することを重視しました。特に、コロナ禍を契機に社会の構造や産業環境が大きく変化している点を踏まえ、今後の取り組みを現状に即して見直す必要があります。

しかし、中間見直しであるため今回の見直しでは、計画の根本的な方向性や骨格は維持し、当初の目標や理念を基盤として、より実効性のある施策展開を目指します。

この方針に基づき、従来の第3章「基本目標と実施施策」と第4章「計画の進捗管理」の章立てを見直し、順序を入れ替えることで「計画の目標や評価」→「今後の方向性」→「具体的な取り組み」の流れを強化し、全体の一貫性と理解性を高めた構成とした。

3. 計画の概要

【計画の位置づけと計画期間】

本計画は、野洲市商工業振興基本条例の基本理念に基づき、商工業振興の目標や施策、並びに商工業振興に関わる諸事項を定めるものです。

また、この計画は、本市の総合計画に沿って策定されており、計画期間は10年と定めています。社会・経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、5年目に中間見直しを行うこととし、令和7年度がその見直し年度となります。

【条例・計画の体系】

野洲市商工業振興基本条例

(基本理念)

- 事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
- 地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
- 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

(基本指針)

- 地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- 地域の各主体が連携し、協働を図ること。
- 地域経済の好循環を創出すること。
- 地域の小規模企業者を中心に経営支援を行うこと。
- 創業支援を行い、雇用を創出すること。
- 地域ブランドの創出及び強化を図ること。

野洲市商工業振興基本計画

第2次野洲市総合計画及び野洲市商工業振興基本条例に基づき、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目指して取り組みます。

第2章 商工業を取り巻く社会経済の動向と事業者の現況

1. 社会動向

【国の動向】

■ 経済状況について

最近の日本経済は、デフレ脱却とインフレへの回帰が顕著で、史上最高値を更新した株価やバブル期以来の春闘賃上げ率に表れている一方、物価高による個人消費の停滞や全国的な人手不足といった課題も抱えています。

また、米国経済が堅調で日本を上回る成長率を示し、先進国全体を牽引する一方、日本経済には様々な制約が残っています。

■ SDGs※（持続可能な開発目標）の取り組み

日本のSDGs達成度は世界的に見ても中上位に位置しますが、気候変動、ジェンダー平等、海の豊かさを守る、陸の豊かさも守る、つくる責任つかう責任などの目標で「深刻な課題」が指摘され、達成に向けては遅れをとっている側面があります。

なお、国際社会全体においてもSDGsの達成は遅れており、特に気候変動の影響が深刻化しています。

※SDGs…「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに世界が達成すべき17の国際目標。

【新型コロナ禍後の事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者は大打撃を受け、国などにより様々な支援が行われました。コロナ禍後の事業者の状況は、業種や地域によって大きく異なりますが、観光・旅行業界、飲食業等ではコロナ禍の影響が長く続き、今もなお、その影響が残っています。

一方で、新型コロナはデジタル化を加速させました。特に中小企業においても、オンラインショップの開設や、ITツールの導入、テレワークの推進などが進みました。これにより、新たなビジネスモデルやマーケティング戦略を模索する企業が増えています。また、テレワークの普及により、働き方や労働環境が変化したため、柔軟な働き方を求める声も強まっています。

コロナ禍で金融支援を受けた事業者は、借入金の返済負担が重くなっていることが多く、融資の返済猶予が終了した後、資金繰りの難しさを感じている事業者もあります。特に小規模事業者や個人事業主は、返済負担と事業の回復に関してバランスを取ることが難しいと感じていることが多くなっています。金融支援や再生支援のため、銀行や

日本政策金融公庫などによる支援は続いているが、それでも依然として経営改善のための支援が必要な場面が継続しています。

これらの背景を踏まえ、次節以降で野洲市の商工業特有の課題と取り組みを具体的に検討します。

2. 市内経済の現状

(1) 本市の特徴

①人口

【現状】

国勢調査に基づく本市の人口推移をみると、平成 22 年を増加のピークにほぼ横ばいで推移しています。

人口を、老人人口（65 歳以上）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）、年少人口（15 歳未満）に区分けした推移は、生産年齢人口は平成 17 年以降減少傾向にあり、同時に老人人口が年少人口を上回るなど、少子高齢化の進行が続いている。

また、本市の昼夜間人口比率※は、令和 2 年国勢調査において 103.0 となり、初めて 100 を超えました。これは、日中に域外から通勤する人が夜間の居住者を上回ることを示しており、本市が就業地としての機能を強めていることを意味します。

※昼夜間人口比率・・・夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の指標のこと

【課題】

本市は、就業地としての役割が高く、昼夜間人口比率が増加傾向にあり、近隣市と比較しても高い水準にあります。昼間人口は、市内の消費活動や生産活動などに密接に関係するため、今後も昼間人口の増加は必要です。

【昼夜間人口比率】

区分	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
野洲市	92.1	95.3	94.4	97.4	99.2	103.0
大津市	93.2	95.3	92.3	92.1	91.1	90.8
近江八幡市	88.8	91.3	93.4	90.7	91.2	91.0
草津市	97.6	102.7	105.4	109	107.1	106.9
守山市	90.3	89.2	88.4	91.0	90.6	89.9
栗東市	112.4	108.2	106.5	100.8	98.3	98.1

（出典：国勢調査）

※補足関連資料 P.22 R2 昼夜間人口比率詳細

②交通環境

【現状】

JR 琵琶湖線野洲駅は、車両基地があるため、始発・終点となることが多い駅です。また、新快速停車駅でもあり、新快速電車を利用すれば、大阪まで約 60 分、京都まで約 30 分という距離感でアクセスできます。

このため、市内外への通勤者や市外への通学者にとって非常に高い利便性を有しています。

また、名神高速道路が市の西端を通り、竜王 IC や栗東 IC にも近接していることから野洲市は京阪神や中京圏へのアクセスに優れています。市内を縦断する国道 8 号は、主要幹線道路として地域と周辺都市を結び利便性を支えていますが、近年は交通量の増加により慢性的な渋滞が課題となっています。

民間バス事業者 2 社が JR 野洲駅を拠点として運行していますが、全国的なドライバー不足と利用者減少により、路線・便数の削減や利用率の低下が進んでいます。こうした状況を受けて、市では公共交通空白地対策としてコミュニティバス「おのりやす」を運行し、地域住民の生活利便性向上を図っています。

この 5 年間で交通環境には一定の変化がありました。例えば、令和 7 年 3 月 29 日に大津湖南幹線の一部 (1.7km) が開通し、地域間のアクセス性が向上しました。しかし、依然として国道 8 号や主要道路での渋滞が続いていることや、これらの渋滞緩和策が引き続き求められています。また、今後供用が予定されている国道 8 号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線の延伸によるネットワーク強化には、継続的な取り組みが必要です。

【課題】

交通の利便性は高まる一方、自動車中心の社会が引き起こす交通渋滞や物流拠点へのアクセス困難、バス路線網の縮小、さらに駅から企業への通勤環境の悪化など、さまざまな課題が顕在化しています。特に、今後予測される人口減少や高齢化により、持続可能な都市運営と交通体系の実現は、ますます重要な課題となっています。

このような背景の中で、野洲市では拠点間の公共交通網の強化を進め、特に野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺を結ぶ交通網を整備することが求められます。また、都市の持続可能性を高めるため、「多極ネットワーク型コンパクトシティ※」の実現を目指し、アクセス性の向上と交通環境の持続的な改善を計画的に推進する必要があります。

※多極ネットワーク型コンパクトシティ・・・都市の中にいくつかの中心となるエリアを作り、それらを便利な交通で結ぶことで、生活や仕事のしやすさを向上させる街づくりの考え方。

野洲市の場合、「多極」とは、野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺の 3 地域を指す。



(出典 国道 8 号野洲栗東バイパスの整備促進に関する要望書)

③都市計画

【現状】

本市は、平坦地に広がる農地を中心に基盤整備が行われた水田や畠地が多く、これらを活用した生産性向上の取り組みが進められています。JR 琵琶湖線野洲駅を中心に、商業、住宅、工業地域が展開しており、特に情報通信関連企業の立地が本市の基幹産業となっています。

また、令和7年度に行われる大津湖南都市計画区域区分の一斉随時見直し等の市街化区域の拡大に向けた取り組みが進められているものの、他の都市と比較して市街化区域の割合は低く、市街化調整区域が大部分を占める状況にあります。

【課題】

本市は、交通アクセスや都市機能の高さを背景に、事業用地への需要が大きく伸びています。しかし、未利用地が少なく、都市計画区域の規制も影響し、事業者の進出や従業員の住宅需要に十分に対応しきれていない状況です。

野洲市は産業立地に高い可能性を有していますが、既存集落の空洞化や空き家・既存住宅の活用推進、市街化区分規制や宅地確保など、「土地の有効利用」が重要な課題となっています。宅地の確保に関しては、更地だけでなく、既存住宅の再利用も視野に入れ、空き家の有効活用や治安維持、地域活性化を促進することが求められます。

また、農業振興と都市機能の拡充を両立させるためには、農地転用だけでなく、農村地域の活力維持にも配慮した土地利用・開発の調整が必要です。

今後は、都市機能の計画的誘導、秩序ある市街化区域拡大の検討、宅地・工業地の確保強化、既存住宅ストックの有効活用と空き家対策、さらには農業振興とのバランスを意識した持続可能な開発方針を推進していくことが求められます。

【大津湖南都市計画区域の状況（令和6年3月31日現在）】

市町名	都市計画区域 面積(ha)	市街化区域 面積(ha)	都市計画区域に占める 市街化区域の割合(%)	市街化調整区域 面積(ha)
大津市	32,910	5,884	17.9	27,027
草津市	4,865	1,984	40.8	2,881
守山市	4,558	1,237	27.1	3,321
栗東市	5,269	1,441	27.4	3,828
野洲市	6,057	796	13.1	5,261
湖南市	7,040	1,470	20.9	5,570

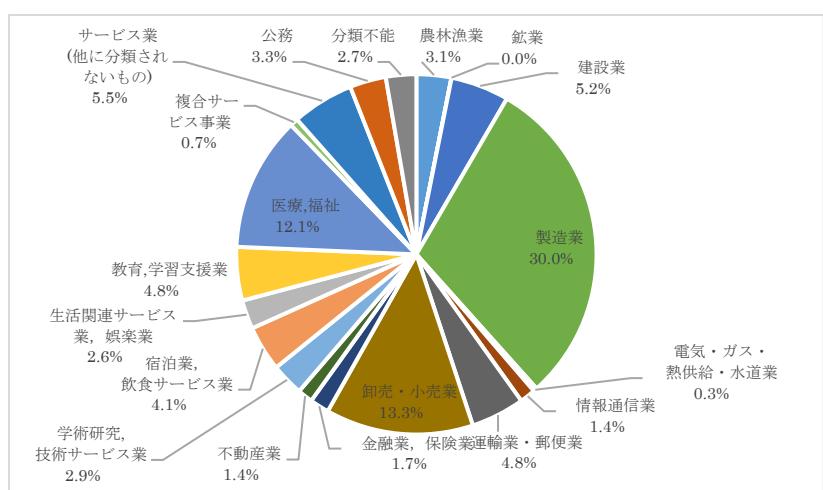
(出典 滋賀県の都市計画 2023)

(2) 商業

【現状】

本市の産業構造を見ると、従業員数では「製造業」が突出して多く、市内に立地する電子機器関連の大手事業所で働く従業員が多数を占めています。一方で、「卸売業・小売業」や「医療・福祉」分野も地域の雇用を幅広く支えており、まちの生活基盤を形づくっています。

【産業大分類別就業者数構成比】



(出典：令和2年国勢調査)

しかし、地域商店の数は年々減少傾向にあり、特に食料品店の減少が顕著です。長年にわたり市民の暮らしを支えてきた小売業は、車社会の進展に伴う大型量販店の出店や、インターネット通販・宅配サービスの普及といった消費行動の変化に大きな影響を受けています。

小規模店舗においては、消費の低迷による売上減少に加え、事業主の高齢化等が進行し、存続の危機に直面している状況です。こうした状況は、地域のにぎわいや人々の交流の拠点を失う「負の循環」として懸念されています。

【商店数・従業者数の推移】

区分	商店数		従業者数		年間商品販売額	
	実数 (店)	実数 (人)	対前回増減率 (%)	実数 (万円)	対前回増減率 (%)	
平成14年	465	3,425	6.5	7,687,778	7.1	
平成16年	437	3,844	12.2	10,313,838	34.2	
平成19年	388	2,737	△ 28.8	8,888,181	△ 13.8	
平成24年	299	2,207	△ 19.4	4,867,500	△ 45.2	
平成26年	306	2,501	13.3	7,577,400	55.7	
平成28年	324	2,826	13.0	8,708,600	14.9	
令和3年	305	3,223	14.0	8,883,700	2.0	

(注) 飲食店は除く

(出典：平成14年～平成19年 商業統計調査、平成24年、28年、令和3年経済センサス－活動調査

平成26年商業統計調査)

金融機関は、地域事業者の資金需要に応じるとともに、各種制度の活用支援や経営改善に関する助言、創業支援・事業承継のマッチングなど、多様な支援に取り組んでおり、地域経済やまちのにぎわいを支える重要なパートナーとしての役割を果たしています。また、市と商工会は連携し、駅前地域の活性化に向けた取り組みを推進しています。具体的には、①消費者への購買機会の提供、②地域のにぎわい創出、③住民同士の交流促進を通じて、「地域の核」となる商業空間の形成を目指しています。さらに、都市計画の方針に基づき、中主学区周辺の大津湖南幹線沿道における沿道サービス業への新たな展開も期待されています。

【課題】

小規模店舗においては、経営の安定化や後継者の確保が依然として大きな課題となっています。事業承継や新規創業に挑戦する事業者に対しては、柔軟かつ実効性のある支援を継続的に実施していくことが求められます。

経済団体には、創業支援・経営安定化・事業承継などの分野において、きめ細やかな対応が期待されています。また、事業者自身も、経済団体への参加や地域内での連携を通じて課題解決を図り、地域とともに成長していく姿勢が重要です。

一方、地域商店の減少が進む中で、市民が引き続き便利で豊かな生活を営むためには、大型店舗だけでなく、身近な地元商店を積極的に利用し、地域経済を支える意識が欠かせません。事業者においても、市民とのつながりを深めるとともに、地域の魅力を発信する役割が期待されます。

さらに、持続的な経営を実現するためには、近年増加している猛暑や集中豪雨といった異常気象への備えが重要となります。今後、災害発生時にも事業を継続できる体制を整備するため、小規模商業者を対象とした「事業継続計画（BCP）※」の策定支援および普及啓発を推進していくことが求められています。

【卸売・小売業（業種別）の推移】

産業別	商 店 数（店）						
	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
総 数	465	437	388	299	306	324	305
卸 売 業 計	68	69	56	54	61	59	55
小 売 業 計	397	368	332	245	245	265	250
各 種 商 品	4	4	2	1	1	2	-
織物・衣服・身の回品	37	33	31	20	30	30	22
飲 食 料 品	135	128	118	71	70	77	66
機械器具小売業	37	38	31	45	36	44	44
その他の小売業	49	42	38	99	97	101	105
無店舗小売業	-	-	-	9	11	11	13
そ の 他	135	123	112	-	-	-	-

(注) 飲食店は除く。

(出典：平成14年～平成19年、平成26年 商業統計調査

平成24年、平成28年、令和3年 経済センサス活動調査)

※事業継続計画（BCP）…災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復

旧を図るための手段などを取り決めておく計画。

(3) 工業

【現状】

野洲市商工会が実施した令和6年度経済動向調査によると、本市の産業別生産額は、第1次産業が28億円、第2次産業（鉱業・建設業・製造業）が4,095億円、第3次産業が1,561億円となっています。このうち第2次産業の比率は72.0%に達しており、滋賀県全体の62.0%を上回る高い水準を示しています。このことから、ものづくり産業の集積が進み、県内でも製造業が地域経済の核をなしている状況がうかがえます。

特に、従業員100名以上の事業所が国道8号沿線やその周辺に多く立地し、製造業の中心地を形成しています。国道1号・8号および名神高速道路の結節点にも近く、物流効率に優れた立地環境が整っています。さらに、平成17年から導入した工業振興助成制度により、企業誘致を着実に推進してきました。

同調査の産業中分類別生産分析によると、生産額の上位は、①電子部品・デバイス（1,347億円）、②電気機械（771億円）、③汎用・生産用・業務用機械（556億円）、④化学（454億円）であり、これら4業種で全産業の55.0%を占めています。

本市には高度な技術を有する企業が多く集積しており、生産性の向上を意識した取り組みが進められています。こうした状況を踏まえ、平成30年には工場立地法に基づく緑地面積率の見直しを行い、立地の柔軟性と環境配慮の両立を図りました。また、令和5年4月には企業連携戦略室を設置し、令和7年4月からは企業立地促進助成金を創設するなど、企業誘致支援体制を一層強化しています。

さらに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線の延伸整備が進むことで、交通・流通の利便性が一層高まり、生産拠点としての競争力向上が期待されます。

一方で、世界的な経済変動に伴う円安や関税の影響による物価高騰が続くなか、建設業では資材価格の上昇、製造業においてはサプライチェーンの脆弱化、人手不足や技能継承などの課題が顕在化しています。

【課題】

IoT※やAIの活用など、経済環境が目まぐるしく変化する中で、第2次産業が持続的に発展していくためには、事業転換や設備投資の推進が不可欠となっています。

本市では、商工会や市内金融機関との連携を強化し、事業者の経営基盤の安定化や事業継続を支援するとともに、自立を促しながらさらなる成長へとつなげる段階的な支援体制の構築が求められます。

また、市内事業者への支援に加え、市外から新たな事業者を呼び込む力を高めることも重要です。国道8号野洲栗東バイパス沿線は、交通・流通の利便性に優れており、今後の開発が期待される地域ですが、現時点では農地転用や都市計画における区域区分の規制により、新規事業所の立地が難しく、また宅地についても十分に確保ができない状況です。

したがって、国道8号野洲栗東バイパス整備を契機として市内商工業の振興を図る

ためには、市民の意向を踏まえつつ、周辺環境への配慮を行いながら、地権者からの提案等を活かした土地利用の誘導と開発の推進が必要です。

以上のことから、本市においては「ウチ」と「ソト」双方に目を向け、市内事業者の育成と市外事業者の誘致を目的とした工業振興のための事業支援策を展開することで、事業者とともに成長するまち「野洲」の実現が期待されます。

【産業(中分類)別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等・付加価値額】

年(実績) 区分	令和2年実績				令和3年実績				令和4年実績			
	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額
	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)
総 数	118	12,413	34,442,130	11,647,530	124	12,230	38,631,815	13,350,966	125	12,686	42,220,968	15,869,886
食 料 品	14	1,044	2,188,667	830,639	14	1,042	2,077,781	734,253	13	1,087	2,202,282	740,097
飲 料・飼 料	1	4	X	X	1	4	X	X	1	4	X	X
織 繊 工 業	7	270	455,602	159,256	7	265	447,831	157,754	7	258	386,964	150,660
木 材・木 製 品	5	56	178,731	69,009	5	40	236,096	42,605	5	43	265,037	67,723
家 具・装 備 品	-	-	-	-	1	3	X	X	2	6	X	X
パ ル ブ・紙	6	108	132,683	52,774	7	117	138,219	53,608	7	120	138,144	48,716
印 刷	2	24	X	X	4	28	12,556	6,034	4	28	12,763	6,097
化 学 工 業	6	787	3,309,264	2,090,016	6	827	3,165,631	1,792,360	6	860	3,238,793	1,648,603
石 油・石 炭	2	24	X	X	1	8	X	X	1	9	X	X
塑 icaスチック	6	253	860,820	410,118	7	259	816,998	343,259	7	267	807,000	269,289
ゴ ム 製 品	1	99	X	X	1	105	X	X	1	97	X	X
皮 革	1	23	X	X	1	23	X	X	1	21	X	X
窯 業・土 石	4	212	726,637	370,430	5	216	702,631	313,680	4	197	734,710	323,500
鉄 鋼 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非 鉄 金 属	2	41	X	X	3	70	404,381	62,928	3	70	538,333	49,169
金 属 製 品	11	418	1,915,630	657,078	13	764	2,202,665	1,041,214	13	344	1,182,207	496,012
は ん 用 機 械	4	194	602,526	187,731	3	85	351,378	128,580	3	83	381,710	119,051
生 産 用 機 械	19	1,295	3,959,073	1,840,061	18	1,217	5,651,341	2,380,974	19	1,229	6,105,852	2,817,530
業 務 用 機 械	4	110	174,561	98,839	4	108	188,479	112,373	5	663	1,113,197	319,833
電 子・デ バ イ ス	9	7,178	18,898,877	4,328,212	9	6,765	21,287,026	5,713,690	9	6,840	22,854,470	7,629,403
電 気 機 械	3	93	326,576	167,878	3	105	360,589	199,512	4	291	1,657,401	923,576
情 報 通 信 機 械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸 送 機 械	7	135	144,305	49,088	7	135	152,229	51,151	7	135	162,073	54,131
そ の 他	4	45	58,111	38,660	4	44	56,127	35,418	3	34	53,313	31,864

(出典：令和2年実績、経済センサス活動調査 令和3年度令和4年度実績、経済構造実態調査)

※IoT…あらゆるもののがインターネットを通じてつながること。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、

世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、相互に通信し自動制御や遠隔計測等を行うこと。

第3章 計画の目標

1. 現状値及び目標値

指標	当初計画策定時 現状値	令和7年度 目標値	令和7年度 実績値	令和12年度 目標値
①(商業) 年間商品販売額	87,086百万円 (平成28数値)	99,000百万円	88,837百万円 (R3数値)	106,268百万円
(参考) 令和3年 経済センサス-活動調査				
②(工業) 付加価値額	92,168百万円 (平成29数値)	104,256百万円	141,206百万円 (R5数値)	144,556百万円
(参考) 令和6年 経済構造実態調査				
③先端設備等導入計画 認定事業者数	—	—	16者(R6)	24者
(参考) 野洲市総合計画				
④商工会への相談件数	—	—	2,693件(R6)	3,000件
(参考) 野洲市総合計画				
⑤情報交換実施企業数	—	—	37社(R6)	40社
(参考) 野洲市総合計画				
⑥創業塾※受講	受講者	7名	20名	17名
	修了者	3名	20名	17名
	創業者	1名	2名	13名 (うち創業塾受講者 11名)
(修了・創業)件数	(参考) 創業支援等事業計画			
⑦需要動向調査	15社	20社	35社	40社
(参考) 経営発達支援計画				
⑧経営分析件数	31社	30社	33社	38社
(参考) 経営発達支援計画				
⑨展示・商談会出展 事業者数	4社	4社	7社	10社
(参考) 経営発達支援計画				
⑩イベント等活用販路 開拓支援事業者数	7社	8社	12社	18社
(参考) 経営発達支援計画				

※創業塾…経営の基礎知識や事業計画の作成、資金計画、販路開拓等を体系的に学ぶ実践型の講座。

- ①(商業)年間商品販売額…企業が1年間に販売した商品の総額。
 - ②(工業)付加価値額…製造業が生み出した総価値から原材料費や外部購入費を差し引いた残りの価値。
 - ③先端設備等導入計画認定事業者数…中小企業等経営強化法に基づいて、生産性向上のために先端設備(新しい機械や装置など)を導入する計画を立て、市区町村から認定を受けた事業者の数。
 - ④商工会への相談件数…地域の中小企業や個人事業主が、経営・資金・税務・創業などについて野洲市商工会に相談した回数(件数)。
 - ⑤情報交換実施企業数…産業用地等の整備や助成制度利用に関して情報交換した企業数。
 - ⑥創業塾受講(修了・創業)件数…野洲市商工会が実施する「創業塾」を受講・修了した人数や、受講後に実際に創業した人数を示す件数。
 - ⑦需要動向調査…事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向を把握するために、調査分析を行った件数。
 - ⑧経営分析件数…事業者が県制度融資やマル経融資等※の申請をする際、商工会が事業者に対して実施する経営診断件数。
 - ⑨展示・商談会出展事業者数…展示会・商談会への出店効果が高いと見込まれる事業者に対し、実施する支援件数。
 - ⑩イベント等活用販路開拓支援事業者数… 小規模事業者の魅力発信と新たな需要の開拓につなげるこ^ととを目的とした事業における支援事業者数。
- ※マル経融資…商工会・商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫から無担保・無保証人で低利融資を受けられる小規模事業者向け制度。

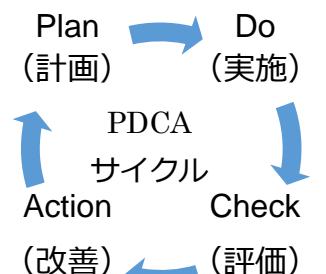
2. PDCAサイクル

本計画を実効性あるものとして継続的に発展させるため、取り組みの進捗と効果を客観的に検証し、改善につなげる仕組みとしてPDCAサイクルを活用します。これは、中間見直しを含む今後の評価・更新過程においても、計画の方向性を着実に検証する枠組みとなるものです。

将来像に向けた計画(Plan)を立て、計画に基づいた事業を実施(Do)し、その達成度、効果を評価(Check)し、評価結果から計画を見直し改善を実施する(Action)という一連の流れを着実に繰り返すことで、計画を推進します。

また、PDCAサイクルの各段階において、関係者間での情報共有とフィードバックを重視し、透明性のある運用体制を構築します。特に「Check」と「Action」の段階では、定量的な指標(KPI※など)と定性的な評価を組み合わせることで、より実効性のある改善につなげます。さらに、外部環境やニーズの変化にも柔軟に対応できるよう、リスクマネジメントの視点を取り入れた進捗管理を行うことで、計画全体の持続可能性と効果性を高めていきます。

※KPI…目標に向かって計画どおり進んでいるかを確認するための、途中経過を数値で示す指標。



第4章 商工業振興の推進に向けた主体別の役割と連携

本計画の円滑な実施と目標達成には、経済団体、事業者、金融機関、教育機関、市民、市の各主体が自らの役割を理解し、相互に連携・協力することが不可欠です。以下に、それぞれの役割を明確化するとともに、計画推進への貢献の方向性を示します。

経済団体（商工会・工業会）

- ・経済団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動、創業並びに事業承継を通じて地域経済の活性化に寄与します。

事業者

- ・事業者は、変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、技術力やサービスの向上に努めつつ、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に貢献します。

金融機関（JA含む）

- ・金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応並びに経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化を支えます。

教育機関（高校、高専、大学等）

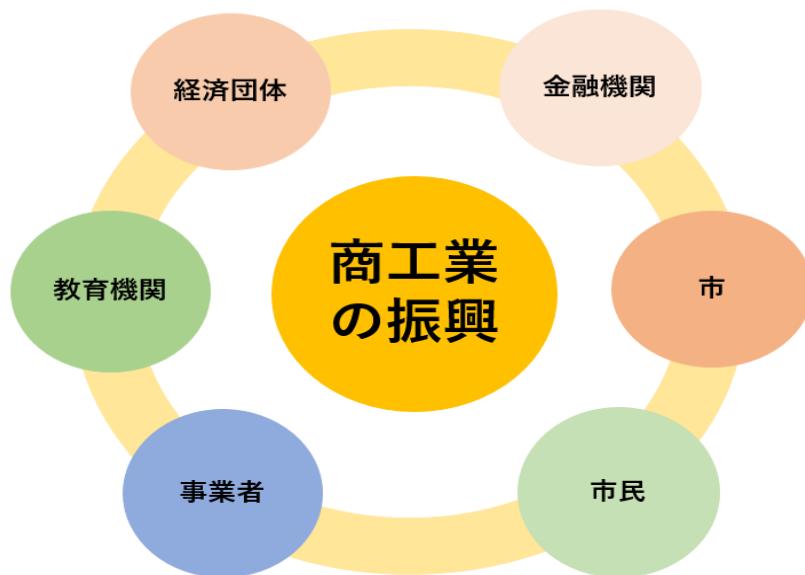
- ・教育機関は、地元の文化や価値観を理解し尊重しながら、地域特有の課題に対応できる人材育成を推進します。

市民（市内在住・在勤・通学する者）

- ・市民は、商工振興の重要性を理解し、各主体と連携し協力するとともに、地元商工業の利用を通じて地域経済を支えます。

市

- ・市は、商工振興施策と計画の策定・進行管理を行い、各主体の連携・協働を促進し、地域経済の活性化を図ります。



第5章 基本目標と実施施策

～3つの力をあわせて活力の創出！～

呼び込む力

基本目標1 企業立地・事業者支援の推進

野洲市は、企業立地や事業拡大の需要が多いものの、産業用地として一団の空閑地がなく用地不足が続いている。新たな産業用地の整備が求められています。さらに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の道路整備により利便性が向上することで産業用地整備への期待感も高まっています。併せて、新たな雇用創出に見合った住環境づくりも必要です。また、市内商工業の持続的な発展のため、新たなビジネスの創業を促すだけでなく、既存事業者への支援として、設備投資の需要、経営の安定化、円滑な事業承継などへの支援が期待されています。

企業活動を支える環境の整備

指標	I.企業立地と設備投資の支援	実施主体
⑤ ⑤ ③ ②	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域の拡大等法制度の活用により産業用地、住宅用地の確保に取り組む。・野洲市企業立地促進助成制度により、工場等の新設等や設備向上のための投資を支援する。・中小企業等経営強化法※に基づく認定を受けた中小企業の設備投資に対して固定資産税の特例を適用する。・工場立地法による緑地面積率を緩和し、工場立地や設備投資の促進につなげる。	市
指標	II.企業活動を活性化させる環境整備	実施主体
①② ④⑧ ①② —	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路の整備、河川改修による治水・災害対策等を計画的に進める。・事業継続計画（BCP）策定の重要性を周知し、策定支援を行う。・雇用創出に伴う住環境、子育て環境の整備を計画的に行う。・野洲駅周辺等の「にぎわい」を創出するとともに、利便性を活かして駅前の活性化に繋げる。	経済団体 事業者 市

事業者支援の推進

指標	Ⅲ.小規模企業者への経営支援	実施主体
④ ⑦⑩ ⑥ ⑥ ⑩ ④⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・企業規模や状況、ニーズに応じた経営支援を実施する。 ・優先的な域内調達を通し、官民ともに積極的に地域の事業者を利用する。 ・創業塾の開催、創業塾の修了と本市独自の補助金申請連動させた創業支援を行う。 ・補助金を受けた事業者のフォローアップや成果検証を実施し、「持続可能な創業の実現」を目指す。 ・人材育成・技術向上に努め、技術開発機会等の研修・イベントの企画と実施をする。 ・後継者育成や事業承継課題を学ぶ場づくり、関係者交流会の共同開催をする。 	経済団体 事業者 金融機関 市

事業継続のための人材の確保

指標	Ⅳ.雇用の創出	実施主体
④ ⑨ ④⑧ ④⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代に加え、外国人労働者も対象とした就労支援・人材育成の強化を図る。 ・現場視察等、企業間交流会の開催、インターンシップの推進を行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進、AI、DX※の導入など、働き方改革を進める。 ・福利厚生の充実を図る。 	経済団体 事業者 市

※中小企業等経営強化法…中小企業や小規模事業者が設備投資を通じて生産性向上を目指すための支援をする法律。この法律に基づき認定を受けた企業は、設備投資に対して固定資産税の軽減といった支援をしている。

※DX…従来のやり方にとらわれず、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデル、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、時代の変化や競争に備えること。

野洲市内の中心地域と周辺地域では、生活の利便性という点で大きな差が生じています。このような地域課題に対応し、市内のどの地域にあっても市民生活や地域経済が循環し、互いに支え合うことが期待されています。野洲市の特徴である、水と緑、田園が個々の持ち味を生かしつつ、バランスを保ち、市民生活が維持・発展していく中で、にぎわいづくりにつなげていくことが求められます。

流通システムの構築と地域経営

指標	I. 地域の連携と伴走支援	実施主体
④	・中小企業の多様な経営課題に対応するため、関係機関による一体的な支援の促進を行う。	経済団体
④	・事業者の資金繰りを支援し、雇用と地域経済の安定を図る。	事業者
⑧	・経済団体の活動活性化につながる支援を行う。	金融機関
⑩	・地域商品の流通促進に向けた支援を行う。	教育機関
一	・地域の教育拠点である高専と企業との連携を強化し、実践的な技術力と創造力を有する人材を育成する。	市
指標	II. 地域課題の解決	実施主体
⑦	・コミュニティビジネス※の創出と推進及び事業者への支援を行う。	経済団体
⑧	・コミュニティレベルでの地域運営・経営と事業化の取り組みの活動支援を行う。	事業者
⑩	・地域連携による総合的な魅力の創出事業への支援を行う。	市民
①⑦	・地産地消を推進し、販売場所の拡大に取り組む。	市
①⑦	・市民が地元のお店を積極的に利用し、地域ぐるみで支え合う。	
指標	III. 販路の維持と新たな市場開拓	実施主体
⑧	・サプライチェーンの改善・強化支援を行う。	経済団体
①④	・市内消費の拡大に取り組み、広域での市場開拓を行う。	事業者
①⑦	・消費需要拡大に結びつく企画支援を行う。	
⑨	・事業分野をリードするプロに学ぶ人的交流の拡大を図る。	市

※コミュニティビジネス…地域社会のニーズを掘り起こし、生活に関わるきめ細かいサービスを提供する等、地域コミュニティの問題解決や生活の質の向上を目指す住民主体の事業活動のこと。

生み出す力

基本目標3 地域ブランド育成・創出と強化

野洲市には、豊かな自然や歴史に育まれた魅力ある地域資源があります。これらを活かして、商工業者・農林漁業者・関係団体などが連携し、特産品や地域ブランドの育成を通じて新たな価値を生み出し、市の魅力を発信していくことが期待されています。さらに、市民との協働や観光振興の取組を重ね、地域資源を磨き上げることで、地域経済のさらなる活性化が求められます。

地域の誇りと新ふるさと創生

指標	I. 地域資源の磨き上げと活用	実施主体
⑨	・異業種間の連携を促進する。	経済団体
⑨⑩	・新商品開発の推進、新市場の開拓を図る。	事業者
⑦	・地域資源調査と意見交換会の開催を行う。	金融機関
⑨⑩	・地域商品のPR用アンテナショップ※の設置を図る。	市
指標	II. 新分野・新事業の支援	実施主体
③⑦	・キャッシュレス決済等のフィンテック※を用いた事業の支援を図る。	経済団体
③⑦	・3Dプリンターやロボット技術、AIによる需要予測など、新しいテクノロジーへの対応を図る。	事業者
⑩	・健康増進を図る施設やアプリ等を活用する。	金融機関
⑨	・市内だけでなく周辺市との連携を図る。	市
指標	III. 野洲の魅力発信	実施主体
⑨⑩	・野洲市の産業、自然、歴史の情報発信等による振興や、地域の生活文化に学ぶ着地型観光※の推進を図る。	経済団体
④	・商工業を推進する場の創出を行う。	教育機関
		市

※アンテナショップ…企業や地方自治体などが自社あるいは地元の製品を広く紹介したり、消費者の反応を探つたりする目的で開設する店舗のこと。

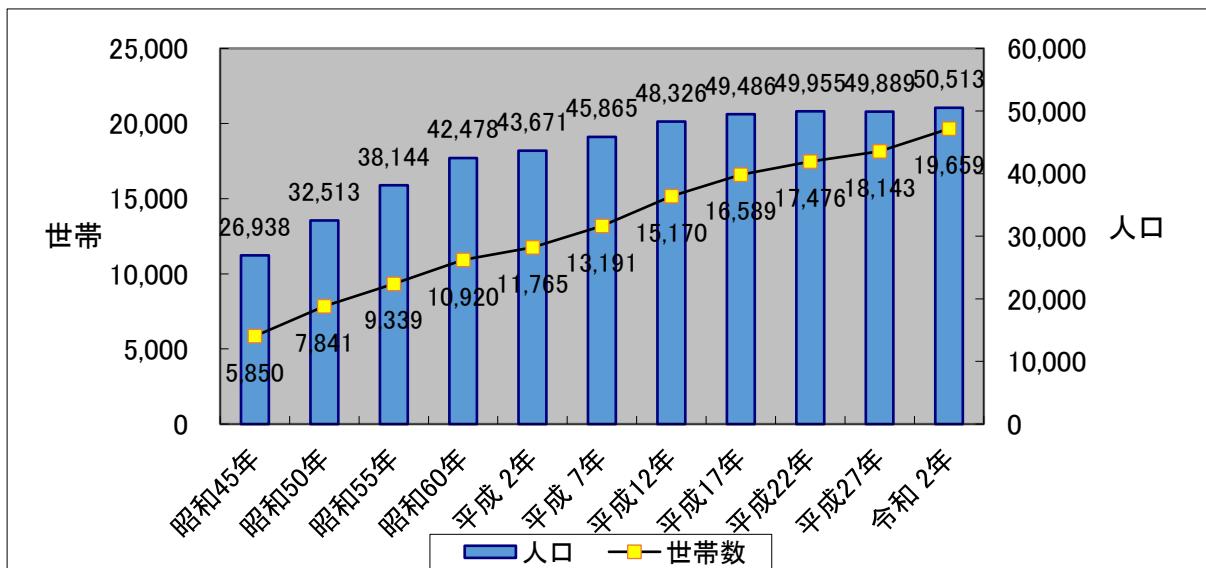
※着地型観光…地元ならではのプログラムを企画し、観光客を現地で受け入れる観光の形態。

※フィンテック（Fintech）…Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語で、ITを活用した金融サービスのこと。

資料編

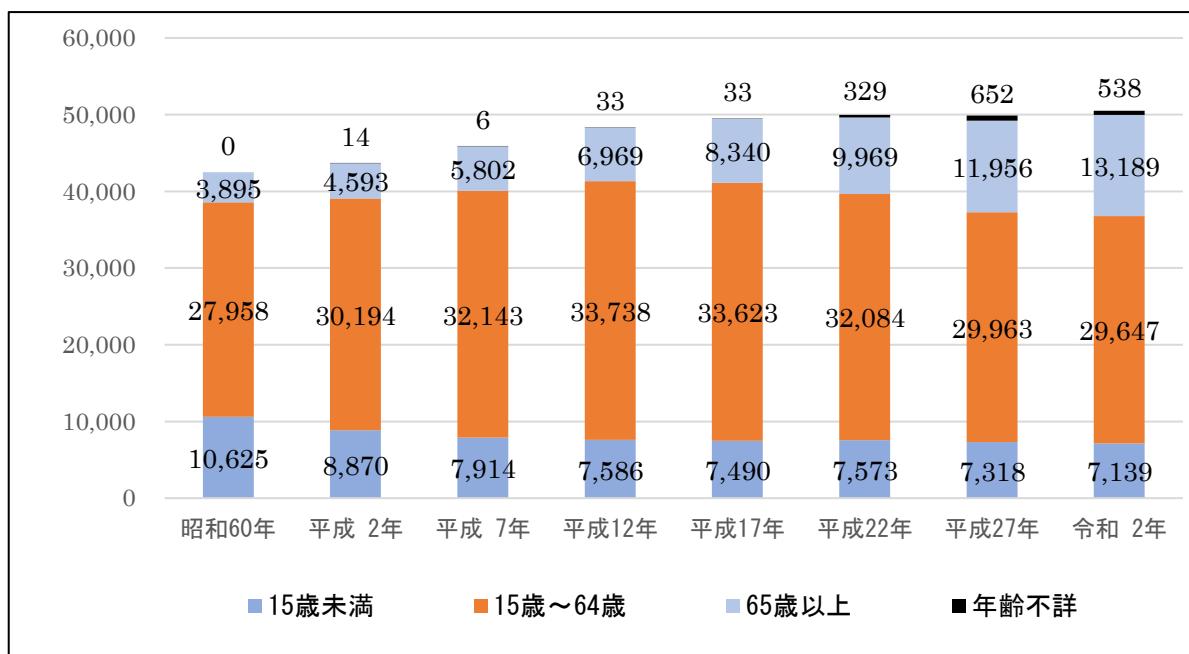
◆ 1. 人口関連

【国勢調査人口及び世帯数】



(出典 国勢調査)

【年齢区分別人口】



(出典 国勢調査)

令和2年の従業者は、第3次産業（14,335人）、第2次産業（8,579人）、第1次産業（759人）の順に多い。

【産業（大分類）別人口】

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	24,790	14,495	10,295	24,350	13,904	10,446	24,337	13,685	10,652
第1次産業	914	559	355	861	545	316	759	438	321
農業	902	552	350	848	536	312	746	431	315
林業	5	3	2	4	3	1	1	-	1
漁業	7	4	3	9	6	3	12	7	5
第2次産業	8,761	6,588	2,173	8,554	6,388	2,166	8,579	6,426	2,153
鉱業	8	6	2	2	1	1	5	4	1
建設業	1,418	1,148	270	1,345	1,063	282	1,276	991	285
製造業	7,335	5,434	1,901	7,207	5,324	1,883	7,298	5,431	1,867
第3次産業	13,883	6,685	7,198	14,314	6,650	7,664	14,335	6,482	7,853
電気・ガス・熱供給・水道業	93	81	12	86	70	16	80	69	11
情報通信業	327	242	85	353	274	79	342	255	87
運輸業・郵便業	1,285	876	409	1,253	843	410	1,173	788	385
卸売・小売業	3,468	1,689	1,779	3,310	1,561	1,749	3,229	1,488	1,741
金融業, 保険業	483	204	279	469	201	268	421	167	254
不動産業	276	177	99	323	203	120	331	192	139
学術研究, 技術サービス業	684	460	224	624	409	215	711	442	269
宿泊業, 飲食サービス業	1,030	347	683	1,084	379	705	990	332	658
生活関連サービス業, 娯楽業	676	254	422	699	259	440	633	227	406
教育, 学習支援業	1,062	418	644	1,091	411	680	1,168	405	763
医療, 福祉	2,292	483	1,809	2,713	549	2,164	2,939	652	2,287
複合サービス事業	140	76	64	208	126	82	177	96	81
サービス業 (他に分類されないもの)	1,291	797	494	1,304	785	519	1,350	817	533
公務	776	581	195	797	580	217	791	552	239
分類不能	1,232	663	569	621	321	300	664	339	325

(注)各年10月1日現在 (出典:国勢調査 [単位:人])

【昼夜間人口比率】

	常住地による人口_総数(夜間人口)	従業地・通学地による人口_総数(昼間人口)
常住地による人口_従業も通学もしていない	16,337	16,337
常住地による人口_自市区町村で従業・通学	14,285	14,285
常住地による人口_他市区町村で従業・通学	15,579	
従業地・通学地による人口_うち他市区町村に常住		16,894
その他不明	4,312	4,519
	50,513	52,035

(出典:令和3年国勢調査)

◆ 2. 交通環境・都市計画関連

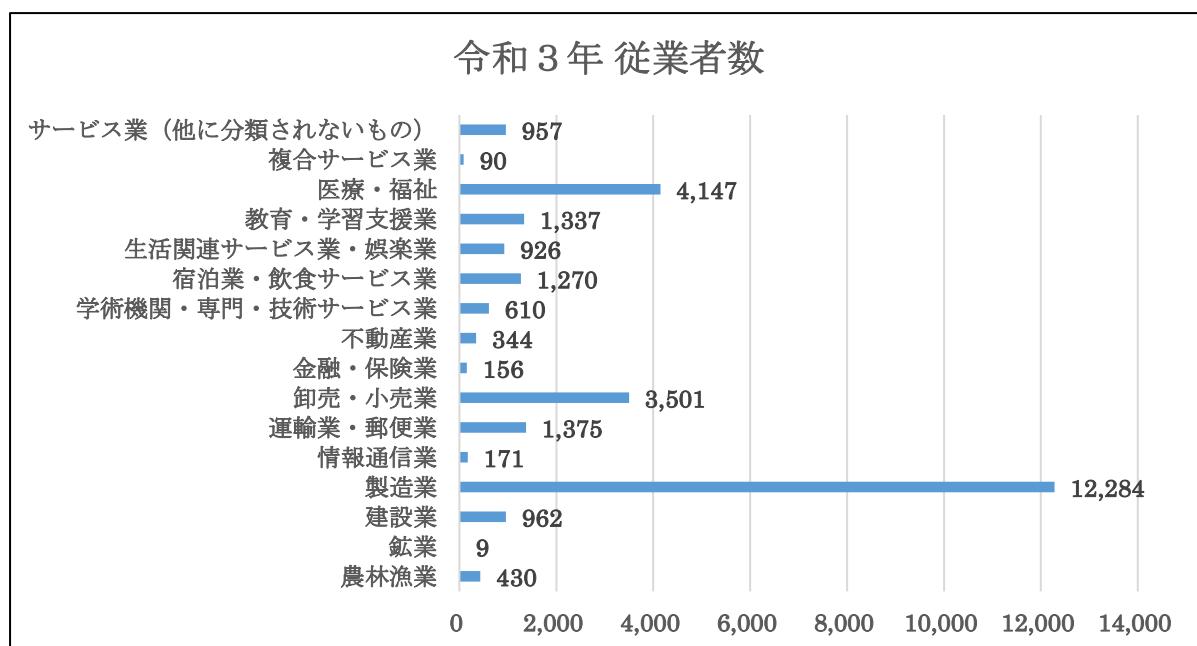
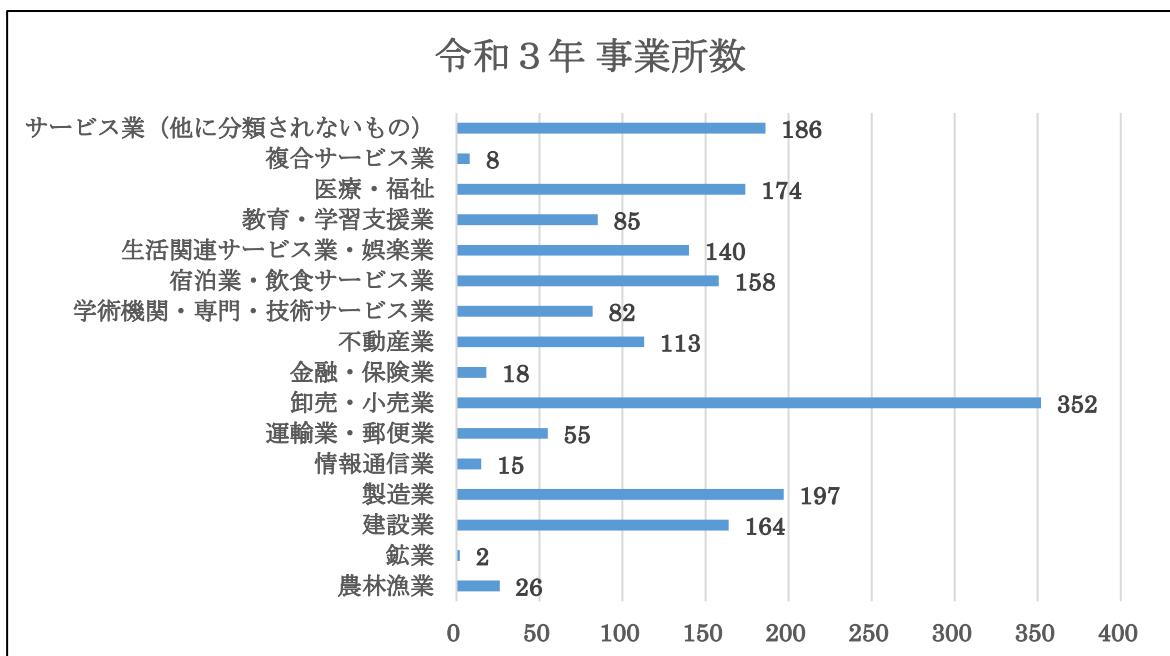
【商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域の状況（面積 ha）】

区分	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
大津市	478.2	296.4	287.1	2.5
草津市	93.0	285.1	226.2	93.1
守山市	203.8	22.8	157.6	66.3
栗東市	31.9	143.4	241.4	40.3
野洲市	15.9	46.7	194.1	54.5
湖南市	12.6	122.5	260.9	286.1

(出典 滋賀県の都市計画 2023)

◆ 3. 商業関連

【産業別事業所数・従業者数】



(出典 野洲市統計書〔令和6年版〕、令和3年経済センサスを基に作成)

- ・事業所数は、「卸売・小売業（352）」、「製造業（197）」、「サービス業（186）」の順に多い。
- ・従業者数は、「製造業（12,284人）」、「卸売・小売業（4,147人）」、「医療・福祉（3,501人）」の順に多い。

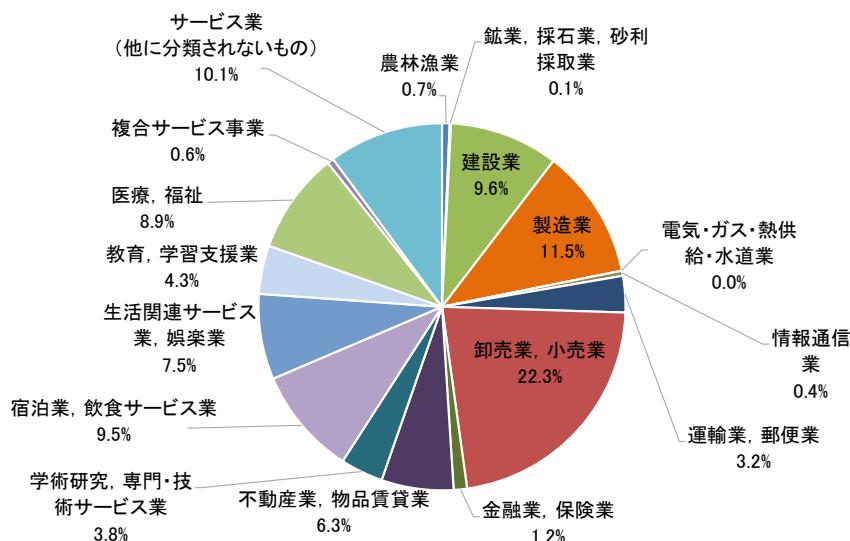
【産業別事業所数・従業者数】

区分	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	1,828	22,996	1,943	25,751	1,772	23,765	1,795	29,073
農林漁業	9	138	12	151	12	151	26	430
非農林漁業	1,819	22,858	1,916	25,230	1,760	23,614	1,752	28,219
鉱業	1	8	2	12	2	10	2	9
建設業	191	1,037	177	957	173	951	164	962
製造業	206	9,159	209	9,811	203	9,574	197	12,284
電気等・熱供給業	-	-	2	73	-	-	3	80
情報通信業	6	25	12	47	9	42	15	171
運輸業・郵便業	61	1,553	57	1,429	54	1,467	55	1,375
卸売・小売業	404	3,340	434	3,803	393	3,623	352	3,501
金融・保険業	30	257	22	182	21	173	18	156
不動産業	140	397	139	318	110	254	113	344
学術研究・専門・技術サービス業	79	446	82	489	72	506	82	610
宿泊業・飲食サービス業	176	1,419	180	1,471	170	1,437	158	1,270
生活関連サービス業・娯楽業	133	839	138	901	134	899	140	926
教育・学習支援業	68	388	101	1,353	78	341	85	1,337
医療・福祉	128	2,770	157	3,141	158	3,012	174	4,147
複合サービス業	4	49	10	95	10	107	8	90
サービス業（他に分類されないもの）	192	1,171	194	1,148	173	1,218	186	957
公務	-	-	15	370	-	-	17	424

(出典 平成26年経済センサス基礎調査)

平成24年、28年、令和3年経済センサス活動調査(単位:事業所・人)

【産業大分類別の事業所数構成比】



(出典 令和3年経済センサス活動調査)

◆ 4. 工業関連

【経済活動別市内総生産（実数）】

(単位：百万円)

	平成23年度 2011	24年度 2012	25年度 2013	26年度 2014	27年度 2015	28年度 2016	29年度 2017	30年度 2018	令和元年度 2019	2年度 2020	3年度 2021	4年度 2022
1. 農林水産業	1,538	1,761	1,520	1,233	1,419	1,599	1,717	1,625	1,430	1,436	1,307	1,360
(1) 農業	1,492	1,713	1,478	1,189	1,370	1,553	1,674	1,590	1,397	1,409	1,279	1,331
(2) 林業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
(3) 水産業	43	45	39	41	46	43	40	32	29	24	25	26
2. 鉱業	120	136	187	246	251	197	203	197	205	200	184	226
3. 製造業	44,007	67,257	79,948	79,437	59,318	105,673	97,623	147,538	110,434	100,136	123,375	139,712
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	5,125	5,396	5,020	4,683	5,044	5,012	5,017	5,653	5,410	5,161	5,400	5,522
5. 建設業	8,345	8,580	8,028	8,549	13,000	7,014	8,459	10,919	24,287	10,518	12,643	10,154
6. 卸売・小売業	12,531	13,000	13,647	13,634	13,904	14,005	14,551	14,501	14,316	13,527	14,159	14,731
7. 運輸・郵便業	8,967	9,593	8,779	9,600	10,386	10,938	10,914	11,282	11,147	8,682	9,107	10,242
8. 宿泊・飲食サービス業	3,245	3,015	3,310	3,505	3,481	3,932	4,163	3,946	3,666	2,157	1,915	2,612
9. 情報通信業	1,130	1,171	1,222	1,238	1,207	1,163	1,819	2,579	3,177	4,021	4,613	4,421
10. 金融・保険業	2,276	2,325	2,388	2,408	2,410	2,290	2,176	2,112	2,300	2,174	2,168	2,364
11. 不動産業	21,935	21,653	22,163	22,316	22,431	22,465	22,486	22,572	22,851	23,344	24,053	25,049
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	10,064	8,863	8,562	7,798	8,418	9,062	8,948	8,336	8,156	7,735	7,351	7,856
13. 公務	4,245	4,000	4,012	4,074	4,228	4,218	4,323	4,409	4,452	4,490	4,509	4,548
14. 教育	3,866	3,962	4,059	4,395	4,242	4,043	3,879	4,073	3,841	3,863	3,772	3,946
15. 保健衛生・社会事業	16,533	16,849	16,970	16,890	17,880	18,594	19,439	20,209	21,356	21,897	23,932	24,815
16. その他のサービス	9,897	9,714	9,878	10,171	9,964	9,763	10,135	9,567	9,425	8,230	8,776	9,295
17. 小計（1～16の計）	153,823	177,274	189,694	190,179	177,585	219,968	215,850	269,517	246,454	217,569	247,265	266,852
18. 輸入品に課される税・関税	1,900	2,215	2,578	3,386	3,066	3,314	3,559	4,763	4,295	3,859	5,115	7,089
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	1,410	1,664	1,577	2,203	2,360	2,815	3,157	4,228	4,116	3,783	4,211	5,584
20. 経済活動別市町内総生産額（17+18-19）	154,314	177,825	190,695	191,362	178,291	220,468	216,252	270,052	246,633	217,645	248,168	268,357
(参考) 第一次産業	1,538	1,761	1,520	1,233	1,419	1,599	1,717	1,625	1,430	1,436	1,307	1,360
第二次産業	52,471	75,973	88,163	88,232	72,570	112,883	106,285	158,655	134,926	110,853	136,202	150,092
第三次産業	99,814	99,540	100,010	100,714	103,596	105,486	107,848	109,237	110,098	105,281	109,755	115,400
(参考) 一人当たり総生産	3,076	3,546	3,801	3,820	3,574	4,406	4,306	5,388	4,890	4,309	4,949	5,349

(注) 第一次産業 農林水産業
 第二次産業 鉱業、製造業、建設業
 第三次産業 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業 ~ その他のサービス業
 各産業とも輸入品に課される税・関税等を含みません

(出典 滋賀県市町民経済計算（令和7年3月28日公表）)

【市町別保証状況（令和7年7月）】

(単位：百万円・%)

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A	
	当月中		年度累計			年度累計			年度累計					
	件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比		
大津市	116	1,077	912	11,123	99.2	6,563	73,891	93.7	19.4	63	674	90.4	0.91	
彦根市	76	622	474	4,864	81.5	3,184	33,683	93.3	8.8	30	384	122.9	1.14	
長浜市	91	824	614	7,128	108.2	3,972	40,616	95.8	10.7	24	165	95.3	0.41	
近江八幡市	52	519	379	3,980	84.5	2,340	25,337	93.7	6.7	8	80	38.4	0.32	
草津市	85	1,103	421	5,455	89.6	2,871	34,436	91.2	9.0	33	326	87.3	0.95	
守山市	53	580	288	3,146	94.9	1,839	20,596	93.5	5.4	34	287	165.3	1.40	
栗東市	55	678	309	3,895	115.4	1,869	21,091	92.6	5.5	22	136	914.6	0.65	
甲賀市	45	449	305	3,465	91.2	2,245	23,062	87.7	6.1	23	230	151.0	1.00	
野洲市	19	133	203	2,367	96.8	1,227	13,752	91.8	3.6	6	167	197.1	1.21	
湖南市	26	289	194	2,357	90.8	1,319	15,541	92.4	4.1	7	82	121.0	0.53	

(出典 令和7年8月MONTHLY DATA

(滋賀県信用保証協会HP))

【工業の推移】

区分 年(実績)	事業所数 (件)	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	原材料使用総額 (万円)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
平成30年	104	11,061	6,030,702	22,092,285	37,250,317	14,507,364
令和元年	107	12,169	6,643,009	24,901,792	38,334,248	13,063,458
令和2年	118	12,413	6,785,798	22,265,918	34,442,130	11,647,530
令和3年	124	12,230	7,524,491	24,835,163	38,631,815	13,350,966
令和4年	125	12,686	7,759,359	25,663,611	42,220,968	15,869,886

(注) 付加価値額の数値は、従業員数 29 人以下の事業所については粗付加価値額

(出典 平成 30、令和元、令和2年工業統計調査〔令和2年から経済構造実態調査に統合〕)

令和3年経済センサスー活動調査

令和4年経済構造実態調査)

【工業用地の推移】

区分 年(実績)	事業所数 (件)	工業用地 (m ²)		
		敷地面積	建築面積	延建築面積
平成25年	40	1,371,543	565,474	821,289
平成26年	38	1,383,371	561,107	811,153
平成27年	47	1,444,505		
平成28年	42	1,497,333		
平成29年	44	1,459,007		
平成30年	45	1,448,383		
令和元年	44	1,519,602		
令和2年	46	1,470,593		

(出典 平成25、26、29、30、令和元年工業統計調査〔令和2年から経済構造実態調査に統合〕)

平成27年・平成28年の実績については平成28年経済センサスー活動調査

令和2年の実績については令和3年経済センサスー活動調査)

◆ 5. 野洲市商工業振興基本計画検討委員会

【検討委員会委員名簿】

当初計画作成委員

(順不同 敬称略)

氏名	所属・役職	備考
◎ 金井 萬造	立命館大学経済学部 客員教授	学識経験者
田中 勝也	滋賀大学経済学部 教授	学識経験者
○ 松沢 松治	野洲市商工会長	経済団体の代表
多田 裕	野洲工業会／株式会社 村田製作所 野洲事業所所長	経済団体の代表
村川 強	野洲市金融協議会 会長／滋賀中央信用金庫野洲支店長	金融機関の代表
梅景 俊之	野洲市商工会会員／有限会社 御菓子司 梅元老舗 代表取締役	事業者の代表
北村 尚介	野洲市商工会会員／有限会社 アメニティ北村 代表取締役	事業者の代表
橋 円	野洲市 PTA 連絡協議会顧問	市民の代表
水島 左知子	野洲生活学校・代表	市民活動団体の代表
武内 了恵	野洲市 環境経済部長	市の職員

【検討委員会開催経過】

(◎ : 委員長、○副委員長)

	日 程	概 要
第1回	令和2年7月14日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、委員長及び副委員長の選任 ・野洲市商工業振興基本条例（令和2年4月1日施行）の経過説明 ・野洲市商工業振興基本計画（案）の骨子の検討について
第2回	令和2年10月8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲市商工業振興基本計画（案）の具体策の検討について
第3回	令和2年11月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲市商工業振興基本計画（案）の確定について

【検討委員会委員名簿】

令和7年度中間見直し委員

(野洲市商工業振興基本計画基本条例第13条構成順)

※P.31 のとおり

氏名	所属・役職	備考
◎ 田中 勝也	滋賀大学経済学部 教授	学識経験者
杉田 浩一郎	野洲市商工会副会長 スギタビル 代表者	事業者の代表
北中 良幸	野洲市商工会副会長 (株)きたなかふあーむ 代表取締役	事業者の代表
○ 木村 靖	野洲市商工会会長 (株)野洲サルベージ 取締役会長	経済団体の代表
山本 真嗣	野洲工業会会长 (株)山本管工 代表取締役	経済団体の代表
中吉 貴志	野洲市金融協議会会长 レーク滋賀農業協同組合 支店長	金融機関の代表
橋 円	野洲市地域学校 協働推進員	市民の代表
水島 左知子	野洲生活学校 代表	市民活動団体の代表
中塚 誠治	野洲市環境経済部 部長	市の職員

(◎ : 委員長、○副委員長)

【検討委員会開催経過】

氏名	日程	概要
第1回	令和7年9月9日	委員委嘱、委員長及び副委員長の選任 野洲市商工業振興基本計画の基本的な見直しの方向について
第2回	令和7年11月6日	野洲市商工業振興基本計画の見直し（案）検討について
第3回	令和8年3月4日予定	

◆ 6. 野洲市商工業振興基本条例

令和2年3月25日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、市の商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 経済団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立され、市内における商工業の振興及び経済の活性化に取り組む団体その他類する団体をいう。
- (3) 金融機関 市内に本店若しくは支店を置く銀行、信用金庫及び農業協同組合又は市内の事業者が金融取引を行う機関をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 商工業の振興の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
- (2) 地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
- (3) 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

(基本指針)

第4条 商工業の振興は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- (2) 地域の各主体が連携し、協働を図ること。
- (3) 地域経済の好循環を創出すること。
- (4) 地域の小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）を中心に経営支援を行うこと。
- (5) 創業支援を行い、雇用を創出すること。
- (6) 地域ブランドの創出及び強化を図ること。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、社会経済情勢の変化に即応し、技術、サービスの向上及び競争力の強化を図るとともに、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に寄与するものとする。

- 2 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進並びに従業員の福利厚生の充実を図るものとする。
- 3 事業者は、経済団体に積極的に加入及び活動に参加し、自らの事業活動及び相互の成長発展に努めるものとする。
- 4 事業者は、市及び経済団体等が実施する商工業の振興に関する施策に協力するものとする。
- 5 事業者は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、他の事業者への受注機会の提供に努めるものとする。
- 6 事業者は、自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの参画に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動、創業並びに事業承継を支援するものとする。

- 2 経済団体は、商工業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めるものとする。
- 3 経済団体は、事業者の支援並びに会員の加入促進及び交流に努めるものとする。
- 4 経済団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市等が実施する商工業の振興施策に協力するものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応並びに経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化に資するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、商工業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながることについて理解を深め、商工業の振興のために各主体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第9条 市は、商工業の振興のための施策及び計画を策定し、進行管理を行うものとする。

- 2 市は、都市基盤の整備を進め、商工業の振興を図るものとする。

- 3 市は、事業者及び経済団体に対し、事業者の経営の発達及び安定並びに勤労者の福利厚生のため、情報の提供、事業等への助言及び財政的な支援に努めるものとする。
- 4 市は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、事業者への受注機会の提供に努めるものとする。
- 5 市は、商工業の振興施策を推進するため、国、他の地方公共団体、経済団体その他の関係機関との連携を図り、施策を講ずるものとする。

(基本計画)

第 10 条 市長は、商工業の振興に関する施策を実施するため、野洲市商工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市の他の基本的な計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。
- 3 基本計画には、次に掲げる事項を定める。
 - (1) 商工業の振興についての目標に関する事項
 - (2) 商工業の振興についての施策に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、商工業の振興に関する事項
- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第 12 条に規定する野洲市商工業振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）において調査、審議等をするものとする。
- 5 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(基本計画に基づく施策の実施等)

第 11 条 市長は、基本計画に定める施策を実施するときは、前条第 2 項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

- 2 市長は、基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、委員会で調査、審議等をすることができる。

(委員会の設置)

第 12 条 市長は、基本計画に係る事項について調査、審議等をするため、委員会を置く。

(委員会の組織等)

第 13 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 経済団体の代表

- (4) 金融機関の代表
 - (5) 市民の代表
 - (6) 市民活動団体の代表
 - (7) 市の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の条例との整合)

第14条 市は、この条例が市の商工業の振興に関する施策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、商工業の振興に関する事項を定める他の条例と相互に整合するよう調整を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(野洲市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の部に次のように加える。

野洲市商工業振興基本計画検討委員会	野洲市商工業振興基本条例（令和2年野洲市条例第3号）
-------------------	----------------------------